

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

玄海町は九州北西部佐賀県の東松半島の中央に位置し、西は玄界灘、北・東・南を唐津市に接し、遠くは壱岐対馬を見渡すことができ、雄大な玄界灘に面したリアス式の美しい海岸は玄海国定公園に指定されている。また、玄界灘に面した、対馬暖流の影響を受ける全国でも有数の漁場となっており、沖合域は天然礁が多く、マダイ・ブリ・イカなどの好漁場で、沿岸域ではマダイ・フグ・ハマチなどの養殖が行われている。山間部では、標高 100～200 メートルの低い山が波状的に起伏する、玄武岩特有の「上場台地」では、豊かな台地から、米、ハウスみかん、イチゴ、タマネギなどたくさんの恵みが収穫される。さらに、畜産業も盛んで、牛の数は町の人口を上回っている状況にある。産業構造割合については、第 1 次産業が 21.2%、第 2 次産業が 25.3%、第 3 次産業が 53.6%となっている。(令和 2 年国勢調査)

本町は、4,791 人(令和 7 年 2 月末現在)の人口のうち、2,975 人が生産年齢人口となっており、年々減少傾向で推移している。少子高齢化に伴い、人手不足や後継者不足に伴い事業所数も減少の一途を辿り、歯止めをかけられない状況が続いている。この現状を放置すると、町内産業を支えている中小企業の産業基盤が失われかねない状況である。そのため、中小企業者の生産性を向上され、人手不足に対応する基盤を築くこと、後継者が引き継ぎたいと思える企業にすることが課題である。このような状況を踏まえ、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく導入促進基本計画を策定し、豊かで個性と魅力あふれる地域づくりに取り組み、目標の実現を目指す。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づき、支援機関との連携を図り、先端設備等導入を促したい。年 3 件認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める国が支援する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

玄海町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

労働生産性が年率3%以上向上する全業種、全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的としたものは認定の対象としない。

(2) 玄海町暴力団排除条例又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に記載されていることが経営に関与している場合は認定の対象としない。

(3) 町税の滞納をしている場合は認定の対象としない。

(4) 太陽光発電設備に関しては、地域産業の規模を維持し、持続的に発展していくため、町内の自己の所有する建物の屋上などに設置するものに限るものとし、それ以外の設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

(5) 3（2）に関わらず、玄海町内に事業所等がない場合は認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。